

## 草加市パブリックコメント規則

平成16年9月13日

規則第53号

### (目的)

第1条 この規則は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例(平成16年条例第23号)第15条の規定に基づき、パブリックコメントに関し必要な事項を定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、「パブリックコメント」とは、市の重要な政策を策定する過程において、その策定しようとする政策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民から意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この規則において、「市民」とは、草加市みんなでまちづくり自治基本条例第2条第1号に規定する市民をいう。

### (対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げる政策(以下「対象政策」という。)とする。

- (1) 市の基本的な計画、各分野の基本方針を定める計画の策定、変更又は廃止
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
  - ア 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
  - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭の賦課徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (3) 市の憲章、宣言等の策定又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、市長は、パブリックコメントを省略することができる。

- (1) 縦覧その他パブリックコメントに準じる意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (2) 市長が特に迅速性又は緊急性を要すると認める場合
- (3) 軽微な変更の場合
- (4) 市長の裁量の余地が無い又は著しく少ないと認められる場合

### (対象政策の案の公表)

第4条 市長は、対象政策の策定をしようとするときは、あらかじめ当該対象政策の案を公表するものとする。

2 前項の公表は、対象政策の意思決定前の適切な時期に行うものとする。この場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他これに準ずるもの(以下「審議会等」という。)に諮問等をする場合には、原則として、当該諮問等の前又は当該諮問等と同時に行わなければならない。

3 第1項の公表をするときは、次の資料を併せて公表するものとする。

- (1) 対象政策の案を作成した趣旨及び目的
- (2) 対象政策の案を作成するときに整理した考え方
- (3) その他対象政策の案を理解するために必要な関連資料

(公表方法)

第5条 前条に規定する公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 市長が指定する場所での閲覧及び配布
- (2) 市のホームページ等への掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

2 市長は、前項に規定する方法で公表を行う場合において、次の事項を市の広報紙において、明示するよう努めるものとする。

- (1) 前条の規定により公表する対象政策の案
- (2) 資料の入手時期及び入手方法

3 市長は、検討の進展等により既に公表した対象政策を修正した場合には、速やかに、前条及び前2項の規定により公表を行わなければならない。

(意見等の受付)

第6条 市長は、原則として、前条の公表の日から起算して30日以上期間を設けて意見等を受け付けるものとする。この場合において、当該期間を対象政策の案の公表時に明示するものとする。

2 市長は次の方法により、対象政策の案に対する市民からの意見等の提出を受けけるものとする。

- (1) 郵便等
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 直接書面を持参

3 市長は、対象政策の案に対して意見等を提出しようとする者に対し、意見等の提出時に、住所、氏名及び電話番号、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号の明示を求めるものとする。

(平19規則51・一部改正)

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 市長は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、対象政策の策定の意思決定をするものとする。

2 市長は、対象政策の策定の意思決定に当たり、市民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方、対象政策の案を修正したときは、その修正の内容を公表しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 草加市情報公開条例(平成12年条例第30号)第7条に規定する非公開情報に該当する情報の場合

(2) 公表することにより当該意見を提出した市民の権利その他正当な利益を害するおそれがある場合

3 第5条は、前項本文の規定による公表の方法に準用する。

(意思決定過程の特例等)

第8条 市長は、次の場合においては、この規則と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この規則の行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(1) 審議会等がこの規則に定めるパブリックコメントに準じた手続を経て策定した答申等に基づき、対象政策を策定するとき。

(2) 法令により、縦覧その他パブリックコメントに準じる意見聴取の手続が義務づけられている政策等の策定において、当該手続を経て対象政策を策定するとき。

(パブリックコメントに準じた手続)

第9条 市長は、第3条第2項第2号の規定によりパブリックコメントを省略した場合には、事後にパブリックコメントに準じた手続を行うよう努めるものとする。

2 市長は、第3条第1項に定める対象政策以外の政策について、必要に応じて、パブリックコメントに準じた手続を行うよう努めるものとする。

(一覧表の作成等)

第10条 市長は、パブリックコメントを行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等の方法により市民に対し情報提供をするものとする。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行の際、現に策定の過程にある対象政策の案については、可能な限りこの規則の手續に準じた手續を経て策定するよう努めるものとする。

附 則(平成19年規則第51号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。